

# サッカー競技規則

# Laws of the Game 2006／2007

### 修正

関係する加盟協会の合意が得られており、また競技規則の基本原則が保持されていれば、16歳未満の競技者、女子、年長者(35歳以上)および障害のある競技者の試合では競技規則の適用に当たって修正を加えることができる。

以下の一部あるいは全てに修正ができる。

- 競技のフィールドの大きさ
- ボールの大きさ、重さ、材質
- ゴールポストの間隔とクロスバーのグラウンドからの高さ
- 試合時間
- 交代

これ以外の修正は、国際評議会の同意があった場合にのみ認められる。

### 男性と女性

主審、副審、競技者、役員について、競技規則ではすべて男性で表記されているが、これは簡略化のためであって、いずれも男性、女性の両方に適用されるものである。

(注：日本語訳には性別がない)

### 符号

競技規則の中で、次の符号が使われている。

- \* 第8条 プレーの開始および再開の「特別な状況」の規定を参照する。  
| 条文、国際評議会の決定の本年改正された部分

## 目次

	ページ
第1条 競技のフィールド	6
第2条 ボール	14
第3条 競技者の数	16
第4条 競技者の用具	20
第5条 主審	22
第6条 副審	26
第7条 試合時間	27
第8条 プレーの開始および再開	29
第9条 ボールのインプレーおよびアウトオブプレー	32
第10条 得点の方法	33
第11条 オフサイド	34
第12条 ファウルと不正行為	36
第13条 フリーキック	41
第14条 ペナルティーキック	44
第15条 スローイン	47
第16条 ゴールキック	49
第17条 コーナーキック	51
試合の勝者を決定する方法	53
テクニカルエリア	56
第4の審判員	57
主審のシグナル	58
副審のシグナル	59
オフサイドに関する図解（1-13）	60
主審、副審ならびに第4の審判員への追加指示	67
2006FIFAガイドライン	75
国際サッカー評議会の規約	81

## 第1条 競技のフィールド

### フィールドの表面

試合は、競技会規定に基づき、天然あるいは人工の表面のフィールドで行うことができる。

### 大きさ<sup>a)</sup>

競技のフィールド(以下、フィールドとする)は長方形とする。タッチラインの長さはゴールラインの長さより長くなければならない。

長さ	最小	90m (100yds)
	最大	120m (130yds)
幅	最小	45m (50yds)
	最大	90m (100yds)

### 国際試合

長さ	最小	100m (110yds)
	最大	110m (120yds)
幅	最小	64m (70yds)
	最大	75m (80yds)

### フィールドのマーキング

フィールドはラインでマークする。エリアの境界線を示すラインはそのエリアの一部である。

長い方の2本の境界線をタッチライン、短い方の2本の境界線をゴールラインという。

すべてのラインの幅は12cm (5ins) を超えてはならない。

フィールドはハーフウエーラインで半分ずつに分けられる。

ハーフウエーラインの中央にセンターマークをしるす。これを中心に半径9.15m (10yds) のサークルを描く。

---

## ゴールエリア

---

フィールドの両端に以下のようにゴールエリアを設ける：  
ゴールポストの内側から、5.5m (6yds) のところに、ゴールラインと直角に2本のラインを引く。このラインはフィールド内に5.5m (6yds) まで引き、その先端をゴールラインと平行なラインで結ぶ。これらのラインとゴールラインで囲まれたエリアがゴールエリアである。

---

## ペナルティーエリア

---

フィールドの両端に以下のようにペナルティーエリアを設ける：  
ゴールポストの内側から、16.5m (18yds) のところに、ゴールラインと直角に2本のラインを引く。このラインはフィールド内に16.5m (18yds) まで引き、その先端をゴールラインと平行なラインで結ぶ。これらのラインとゴールラインで囲まれたエリアがペナルティーエリアである。

それぞれのペナルティーエリア内に、両ゴールポストの中央から11m (12 yds) で両ゴールポストから等距離のところにペナルティーマークを描く。それぞれのペナルティーマークから半径9.15m (10yds) のアークをペナルティーエリアの外に描く。

---

## フラッグポスト

---

各コーナーには、旗をつけた先端のとがっていない高さ1.5m (5ft) 以上のフラッグポストを立てる。

ハーフウエーラインの両端に、タッチラインから1m (1yd) 以上離してフラッグポストを立ててもよい。

---

## コーナーアーク

---

それぞれのコーナーフラッグポストから、半径1m (1yd) の四分円をフィールドに描く。

## 第1条 競技のフィールド

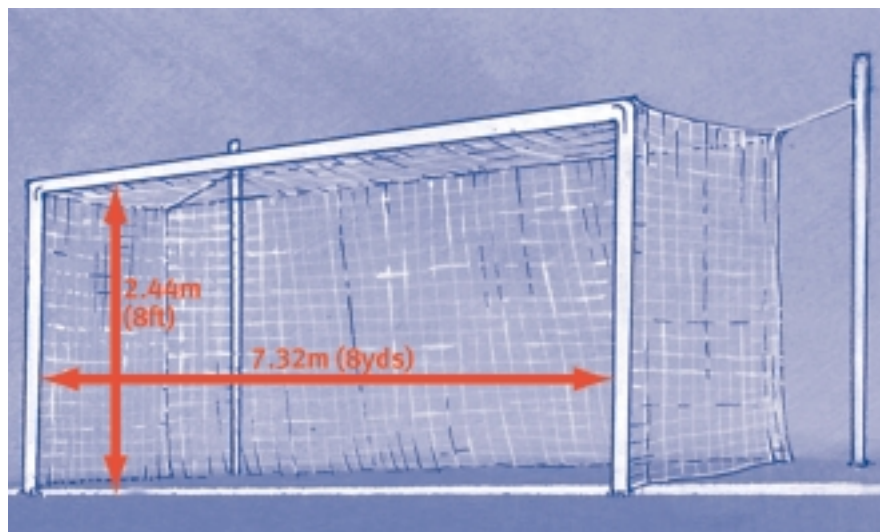
### ゴール

ゴールはそれぞれのゴールラインの中央におく。

ゴールはコーナーフラッグポストから等距離に垂直に立てられた2本のポストと、その頂点を結ぶ水平なクロスバーとからなる。

ポストの間隔は7.32m (8yds) で、クロスバーの下端からグラウンドまでの距離は2.44m (8ft) である。

ゴールポストとクロスバーの幅と幅、厚さと厚さは同じで、12cm (5ins) を超えてはならない。ゴールラインの幅はゴールポストおよびクロスバーの幅と同じである。b) ネットをゴールとその後方のグラウンドに取り付けることができるが、それは適切に支えられ、ゴールキーパーの邪魔にならないようにする。ゴールポストとクロスバーは白色でなければならない。



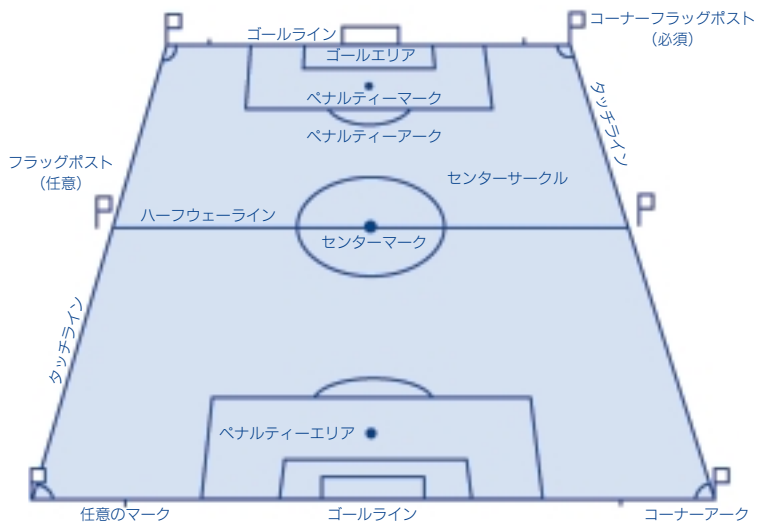
## 安全

---

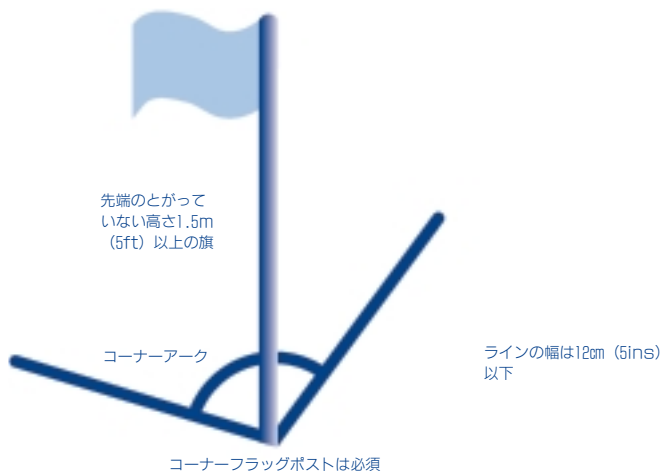
ゴールはグラウンドに確実に固定しなければならない。移動式ゴールはこの要件を満たしている場合にのみ使用できる。

## 第1条 競技のフィールド

### 競技のフィールド

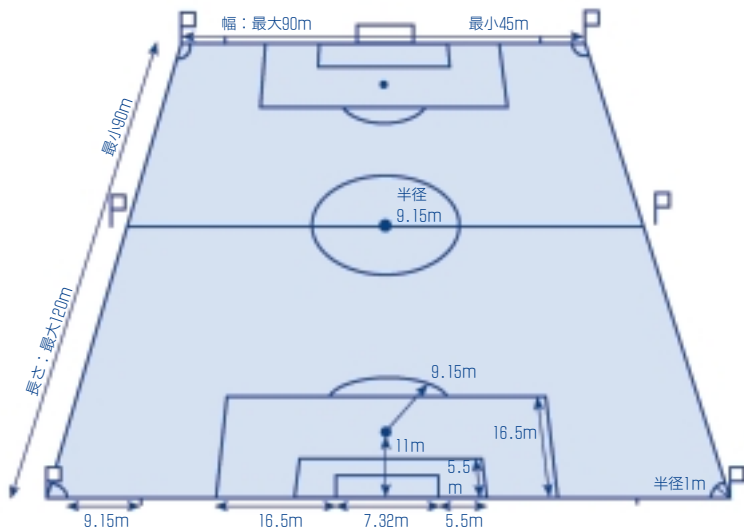


### コーナーフラッグポスト

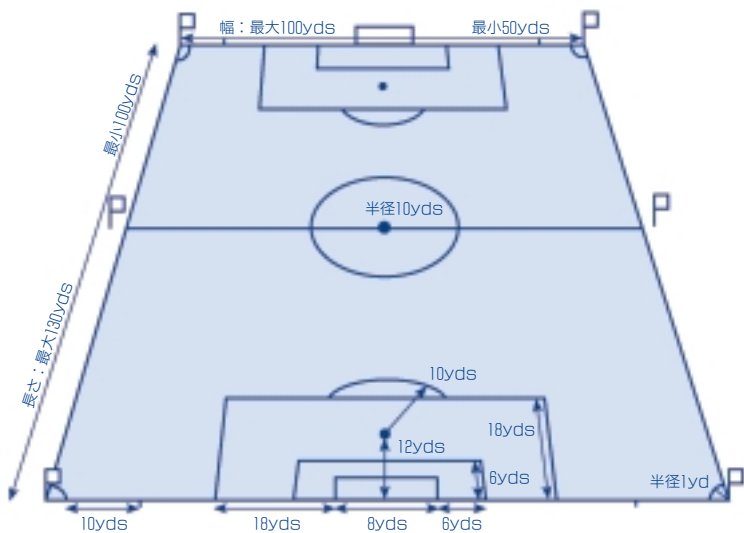




## メートルによる表示



## ヤードによる表示



### 国際評議会の決定事項

#### 決定1

クロスバーが移動したり破損した場合は、それが修復されるか元の位置に戻されるまで、プレーを停止する。修復が不可能な場合は、試合は放棄される。クロスバーの代りにロープを使用することは認められない。クロスバーが修復できた場合は、プレーを停止したときにボールのあった地点でボールをドロップして試合を再開する。\*(4ページ参照)

#### 決定2

ゴールポストとクロスバーは木材、金属またはその他の承認された材質で作らなければならない。その形は正方形、長方形、円形、楕円形のいずれかで、競技者に危険なものであってはならない。

#### 決定3

チームがフィールドに入場してからハーフタイムで離れるまで、およびハーフタイム後に再入場してから試合の終了まで、フィールドあるいはフィールドの設備（ゴールネットとそれで囲まれたエリアを含む）には、有形でも映像でも一切の商業広告は認められない。特に、ゴール、ネット、フラッグポストやその旗には、一切の宣伝物を表示してはならない。これらのものに余計な備品（カメラ、マイクロフォンなど）を付けてはならない。

#### 決定4

テクニカルエリア内あるいは、タッチラインおよびゴールラインの外側1メートル以内の地面には、いかなる広告も認めない。さらに、ゴールラインとゴールネットの間のエリアにも広告は許されない。

#### 決定5

FIFA、大陸連盟、加盟協会、リーグ、クラブ、その他の団体の公式ロゴやエムブレムを、決定3に規定されたプレー時間中は、有形でも映像でもフィールドやフィールドの設備（ゴールネットとそれで囲まれたエリアを含む）に表示してはならない。

## 決定6

コーナーキックを行うときの距離を確実に守らせるために、コーナーアークから9.15m (10yds) 離れたところに、フィールドの外側にゴールラインと直角のマークをつけることができる。c)

## 決定7

FIFA加盟協会の代表チームあるいはクラブチームの国際競技会の試合では、いずれにおいても人工の表面のフィールドが用いられる場合、特にFIFAから適用免除を受けた場合を除いて、フィールド面はFIFAの人工芝品質コンセプトまたは国際人工芝基準の要件を満たすものでなければならない。d)

## 決定8

テクニカルエリアが設置される場合、競技規則に付して記載されている国際評議会が承認した要件を満たしていなければならない。

### (財)日本サッカー協会の決定

a) 日本国内での国際試合および国民体育大会等の全国的規模の大会でのフィールドの大きさは105m×68mとする（1985年11月21日理事会決定）。

なお、国際サッカー連盟はワールドカップ、オリンピック、ワールドユース大会等でのフィールドの大きさは105m×68mと定めている。

b) クロスバーおよびゴールポストの幅・厚さとも12cmのものが最も適当と考える。

c) このマークはゴールラインから5cm離して直角に30cmの長さの白線をつける。

d) JFAロングパイル人工芝基準の検査を確認し、公認ピッチとして公認された施設における、各公式試合実施に関し下記の手順にて決定することとする（2003年11月6日理事会決定）。

#### ①全国レベルの大会（公式試合）

実施の判断は各大会実施委員会、各種大会部会、各連盟（含むJリーグ）にて方針を決定し、理事会にて承認を得ること。

#### ②各地域レベルの大会（公式試合）

実施の判断は各地域サッカー協会が行う。

#### ③各都道府県レベルの大会（公式試合）

実施の判断は各都道府県サッカー協会が行う。

## 第2条 ボール

### 品質と規格

ボールは：

- 球形で
- 皮革または他の適切な材質で
- 外周が70cm(28ins)以下、68cm(27ins)以上で
- 重さが試合開始時に450 g (16oz)以下、410 g (14oz)以上で
- 空気圧が、海面の高さで0.6～1.1気圧 (600～1100 g/cm<sup>2</sup>) (8.5～15.6 lb/in<sup>2</sup>)

のものである。

### 欠陥が生じたボールの交換

試合の途中でボールが破裂したり欠陥が生じた場合：

- 試合を停止する
- ボールに欠陥が生じたときの地点で、交換したボールをドロップして試合を再開する \*(4 ページ参照)

ボールがインプレー中ではなく、キックオフ、ゴールキック、コーナーキック、フリーキック、ペナルティーキック、またはスローインのときに、ボールが破裂したり欠陥が生じた場合：

- 試合をそのときの再開方法で再開する

主審の承認を得ないで、試合中にボールを交換してはならない。



## 国際評議会の決定事項

### 決定1

競技会の試合では、第2条に規定されている最低限の技術的要件を満たしているボールのみの使用が認められる。

FIFAの競技会の試合、各大陸連盟主催の競技会の試合において使用するボールの承認は、以下の3つの記号のいずれかがボールに付けられていることを条件として行う。

- ・公式の“FIFA承認”のロゴ、または
- ・公式の“FIFA検定”のロゴ、または
- ・“国際試合ボール基準”を示すマーク

ボールに付けたこれらの記号は、第2条に規定されている最低限の仕様に加えて、それぞれのカテゴリーの規定の技術的要件を満たしていることが、公式にテストされて証明されていることを示している。それぞれのカテゴリーごとの個別の追加要件のリストは、国際評議会によって承認されたものである。テストを実施する検査機関はFIFAによって選ばれる。

加盟協会の競技会は、上記の3つの記号のいずれかを付けたボールを使用することが要求される。

その他の試合においても、使用するボールは第2条の要件を満たしていなければならない。

### 決定2

FIFAの競技会の試合、各大陸連盟および加盟協会主催の競技会の試合では、ボールに一切の商業広告を付けることは認められない。ただし競技会、競技会の主催者のエンブレム、およびメーカーの承認された商標は認められる。競技会規定において、これらのマークのサイズと数を制限することができる。



## 第3条 競技者の数

### 競技者

試合は11人以下の競技者からなる2つのチームによって行われる。チームの競技者のうちの1人はゴールキーパーである。いずれかのチームが7人未満の場合は試合を開始しない。

### 公式競技会

FIFA、各大陸連盟、加盟協会が行う公式競技会の試合では、いかなる試合でも最大3人までの交代を行うことができる。

競技会規定の中には、3人から最大7人までの範囲で、登録できる交代要員の数を明記しなければならない。

### その他の試合

国際Aマッチにおいては、最大6人までの交代を行うことができる。

その他のすべての試合においては、次の条件を満たせば、より多い人数の交代を行うことができる。

- 関係チームが最大交代数について合意する
- 試合前に主審に通知する

事前に主審に通知されない場合、または試合前に合意されなかった場合は6人を超えて交代することはできない。

### 全ての試合

全ての試合において交代要員の氏名は試合開始前に主審に届けられなければならない。氏名の届けられていない交代要員は試合に参加できない。



---

## 交代の手続き

---

競技者が交代要員と交代する場合は、次の条件を守らなければならない：

- 交代する前に、主審に交代の通告をする
- 交代要員は、交代によって退く競技者がフィールドの外に出た後で、しかも主審の合図を受けてからフィールドに入る
- 交代要員は、試合の停止中にハーフウエーラインのところからフィールドに入る
- 交代は交代要員がフィールドに入ったときに完了する
- その瞬間からその交代要員は競技者となり、交代を完了した競技者は競技者ではなくなる
- 交代した競技者は、その試合に再び参加することはできない
- 交代要員は、出場するとしないとにかかわらず、主審の権限と職権の行使に従わなければならない

### ゴールキーパーの入れ替え

ゴールキーパー以外の競技者は、次の条件でゴールキーパーと入れ替わることができる：

- 入れ替わる前に主審に通告する
- 試合の停止中に入れ替わる

### 違反と罰則

主審の承認を得ないで交代要員がフィールドに入った場合：

- プレーを停止する
- 交代要員を警告し、イエローカードを示して、フィールドから離れるように命じる
- プレーを停止したときにボールがあった地点から、間接フリーキックでプレーを再開する\*(4ページ参照)

競技者が主審の承認を得ないでゴールキーパーと入れ替わった場合：

- プレーを続ける
- ボールが次のアウトオブプレーになったときにかかわった競技者は警告されイエローカードを示される

本条のその他の違反に対して：

- かかわった競技者は警告されイエローカードを示される

### プレーの再開

警告するために主審がプレーを停止した場合：

- プレーを停止したときにボールのあった地点で、相手チームの競技者によって行われる間接フリーキックで、試合を再開する\*(4ページ参照)



---

## 競技者と交代要員の退場

---

競技開始前に退場を命じられた競技者の補充は、氏名を届け出た交代要員の中から限って認められる。

競技開始の前後を問わず、氏名を届け出た交代要員が退場を命じられた場合、その補充はできない。

---

## 国際評議会の決定事項

---

### 決定1

第3条の規定にかかわらず、1チームの競技者の最少人数については、加盟協会の裁量に任せる。しかしながら評議会の見解としては、いずれかのチームが7人未満となった場合は、試合を続けるべきではない。

### 決定2

1人のチーム役員は、試合中に戦術的指示を競技者に伝えることができるが、指示を伝えたら所定の位置に戻らなくてはならない。全てのチーム役員は、テクニカルエリアが設けられている場合には、その中にとどまっていなければならないし、責任ある態度で行動しなければならない。

---

## (財)日本サッカー協会の決定

---

1チームの競技者の最少数については、評議会の決定1の見解をそのまま採用する。

## 第4条 競技者の用具

### 安全

競技者は、自分自身あるいは他の競技者に危険となるような用具やその他のもの（装身具を含む）を身につけてはならない。

### 基本的な用具

| 競技者が身につけなければならない基本的な用具は、次の個別のものとなる：

- ジャージまたはシャツ
- ショーツ——サーマルアンダーショーツを着用する場合は、主な色がショーツの主な色と同色とする
- ストッキング
- すね当て
- 靴

### すね当て

- ストッキングによって完全に覆われている
- 適切な材質（ゴム、プラスチック、または類似のもの）で作られている
- それ相応の保護に役立つ

### ゴールキーパー

- それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、主審、副審と区別のつく色の服装をする



---

## 違反と罰則

---

本条の違反に対して：

- プレーを停止する必要はない
- 主審は、違反をした競技者に、フィールドから離れて用具を直すように指示する
- ボールが次のアウトオブプレーになったときに、用具が正しくなっていなければその競技者をフィールドから離れさせる
- 用具を直すためにフィールドを離れるように命じられた競技者は、主審の承認なしに復帰することはできない
- 主審は競技者のフィールドへの復帰を認める前に用具が正されたことを点検する
- 競技者は、ボールがアウトオブプレーになったときにのみフィールドへの復帰が認められる

本条の違反によりフィールドから離れるように命じた競技者が主審の承認を得ずにフィールドに入った（または復帰した）場合は警告され、イエローカードを示される。

---

## プレーの再開

---

警告をするために主審がプレーを停止した場合：

- 停止した時にボールのあった地点で、相手チームの競技者によって行われる間接フリーキックで、試合を再開する\*（4 ページ参照）

---

## 国際評議会の決定事項

---

### 決定 1

- 競技者は、スローガンや広告のついているアンダーシャツを見せてはならない。

スローガンや広告を見せるためにジャージを脱いだ競技者は、大会の組織責任者によって罰せられる。

- ジャージは、袖がなければならない。

### 主審の権限

それぞれの試合は主審によってコントロールされる。主審は任命された試合に関して、競技規則を施行する一切の権限をもつ。

### 職権と任務

主審は：

- 競技規則を施行する
- 副審、および第4の審判員がいる場合はそれらの審判員と協力して試合をコントロールする
- 使用するすべてのボールが第2条の要件に適合していることを確かめる
- 競技者の用具が第4条の要件に適合していることを確かめる
- タイムキーパーを務め、また試合の記録をとる
- 競技規則のあらゆる違反に対して、主審の判断により試合を停止し、中断し、あるいは打ち切る
- 外部からのなんらかの妨害があった場合、試合を停止し、中断し、あるいは打ち切る
- 競技者が重傷を負ったと主審が判断した場合は、試合を停止し、負傷者をフィールドから運び出させる。負傷した競技者は、試合が再開された後にのみフィールドに復帰ができる。
- 競技者の負傷が軽いと主審が判断した場合は、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる
- 負傷によって出血した競技者をフィールドから離れさせる。競技者の出血が止まっていることを主審が確認し、主審の合図を受けてから、その競技者は復帰できる
- 反則をされたチームがアドバンテージによって利益を受けそうなときは、プレーを続けさせる。しかし、予期したアドバンテージがそのときに実現しなかった場合は、そのもととなった反則を罰する
- 競技者が同時に2つ以上の反則を犯した場合は、より重大な反則を罰する
- 警告または退場となる反則を犯した競技者に懲戒処置をとる。ただちにこの処置をとる必要はないが、ボールが次のアウトオブプレーになったときに主審はその処置をとらなければならない

- 責任ある態度で行動しないチーム役員に対して処置をとり、さらに主審の判断により、役員をフィールドおよびその周辺から立ち退かすことができる
- 主審が見ていなかった出来事に関しては、副審の助言によって行動する
- 認められていない者がフィールドに入らないようにする
- 停止ののち試合を再開する
- 関係機関に審判報告書を提出する。報告書には、試合前、試合中あるいは試合後の、競技者あるいはチーム役員に対する懲戒処置やその他の出来事に関する情報が含まれる<sup>a)</sup>

---

## 主審の決定

---

プレーに関する事実についての主審の決定は最終である。

主審は、プレーを再開する前、または試合を終結する前ならば、その直前の決定が正しくないことに気付いたとき、または主審の判断によって副審の助言を採用したときのみ、決定を変えることができる。

### 国際評議会の決定事項

#### 決定1

主審（および該当する部分に関しては副審、第4の審判員）は、以下のことに法的責任を持たない：

競技者、役員、観客の負傷

あらゆる財産についての損害

主審の競技規則による決定、あるいは試合の開催、競技、管理に必要な一般的な手続きにもとづく決定によっておきた、あるいはおきたであろうと思われる、個人、クラブ、会社、協会あるいはその他の団体に対するその他の損害。

これには以下のものが含まれる：

- フィールドやその周辺の状態、あるいは天候の状態が、試合の開催に適しているか、いないかの決定
- 何らかの理由による試合中止の決定
- ゴールポスト、クロスバー、コーナーポスト、ボールを含め、試合に使用する施設、用具の状態に関する決定
- 観客の妨害、または観客席の何らかの問題により、試合を停止するか、しないかの決定
- 負傷した競技者を治療のためにフィールドから運び出すことで、プレーを停止するか、しないかの決定
- 負傷した競技者を治療のためにフィールドから運び出すことを、要請あるいは強制する決定
- 競技者が服装、あるいはその他の用具を着用することを認めるか、認めないかの決定
- いかなる者（チーム役員、スタジアム関係者、警備員、カメラマン、その他マスコミ関係者などを含めて）のフィールド周辺への立ち入りを許可するか、しないかについての決定（主審の責任の範囲内において）
- 競技規則、あるいはその試合が行われるFIFA、各大陸連盟、加盟協会、およびリーグの規約や規程にしたがって主審が下したその他の決定

## 決定2

第4の審判員が任命されているトーナメントあるいは競技会においては、その役割と任務は、競技規則に付して記載されている国際評議会において承認されたガイドラインに従ったものでなければならない。

## 決定3

プレーに関する事実には、得点がなされたか否か、および試合結果が含まれる。

### (財)日本サッカー協会の決定

- a) 日本サッカー協会主催の試合に関しては、196～197頁の書式の報告書を、試合日を含めて2日以内に日本サッカー協会宛に提出するものとする。

## 第6条 副審

### 任務

副審は2人任命される。副審の任務は主審の決定に従いつつ、次のことを合図する：

- ボールの全体がフィールドの外に出たとき
- どちらのチームがコーナーキック、ゴールキック、あるいはスローインを行うべきか
- 競技者がオフサイドポジションにいることによって罰せられるとき
- 競技者の交代が行われようとしているとき
- 主審の見ていなかった不正行為やその他の出来事が起きたとき
- 反則が起きたとき、その行為に副審が主審より近いときはいつでも（特定の状況下で、反則がペナルティーエリア内で起きたときを含む）
- ペナルティーキックのとき、ボールがけられる前にゴールキーパーが前方へ動いたか否か、また、ボールがゴールラインを越えたか否か

### 援助

副審は、主審が競技規則に従って試合をコントロールすることを援助する。特に9.15メートルの距離をコントロールする援助を行う目的で、フィールドに入ることができる。

不法な干渉あるいは不当な行為を行ったときは、主審はその副審を解任し、関係機関に報告する。





---

### プレーの時間

---

主審と参加両チームの合意がないかぎり、試合は前、後半の45分ずつ行われる。プレーの時間を変更する(明かるさが十分でないために前、後半を40分ずつに短縮するなど)ための合意は、プレーの開始前になされ、また競技会規定に従ったものでなければならない。

---

### ハーフタイムのインターバル

---

競技者はハーフタイムにインターバルをとる権利がある。  
ハーフタイムのインターバルは、15分を超えてはならない。  
競技会規定にはハーフタイムのインターバルの時間を規定しなければならない。  
ハーフタイムのインターバルの時間は主審の同意があった場合にのみ変更できる。

## 第7条 試合時間

### 空費された時間の追加

次のことで時間が空費された場合は、前、後半それぞれ時間を追加する：

- 競技者の交代
- 競技者の負傷の程度の判断
- 負傷した競技者の治療のためのフィールドからの搬出
- 時間の浪費
- その他の理由

空費された時間をどれだけ追加するかは主審が判断する。

### ペナルティーキック

ペナルティーキックあるいはそのやり直しが行われる場合は、ペナルティーキックが完了するまで前、後半の時間を追加する。

### 中止試合

中止された試合は、他に競技会規定に定められていなければ試合を再び行う。

## 第8条 プレーの開始および再開

### 試合前

コインをトスし、勝ったチームが試合の前半に攻めるゴールを決める。

他のチームが試合開始のキックオフを行う。

トスに勝ったチームは試合の後半開始のキックオフを行う。

試合の後半には両チームはエンドをかわり、前半と反対のゴールを攻める。

### キックオフ

キックオフはプレーを開始する、または再開する方法のひとつである：

- 試合開始時
- 得点のあと
- 試合の後半開始時
- 延長戦が行われるとき、その前、後半の開始時

キックオフから直接得点することができる。

### 進め方

- すべての競技者はフィールドの味方半分内にいる
- キックオフをするチームの相手チームは、ボールがインプレーになるまで9.15m (10yds)以上ボールから離れる
- ボールはセンターマーク上に静止している
- 主審が合図をする
- ボールがけられて前方に移動したときボールがインプレーとなる
- キッカーは、他の競技者がボールに触れるまではボールに再び触れない

一方のチームが得点をあげたあと、他方のチームがキックオフを行う。

## 第8条 プレーの開始および再開

### 違反と罰則

他の競技者がボールに触れる前にキッカーがボールに再び触れた場合：

- 違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

キックオフの進め方のその他の違反に対して：

- キックオフを再び行う

### ドロップボール

ドロップボールは、ボールがインプレーのときに、競技規則に他に規定されていない理由によって必要が生じた一時的停止のあとに試合を再開する方法である。



---

## 進め方

---

プレーを停止したときボールのあった地点で、主審はボールをドロップする。\*(4ページ参照)

ボールがグラウンドに触れたとき、プレーが再開する。

---

## 違反と罰則

---

次の場合、ボールを再びドロップする：

- ボールがグラウンドに触れる前に、競技者がボールに触れる
- ボールがグラウンドに触れたあとで、競技者に触れずにフィールドの外に出る

---

## 特別な状況

---

自分のゴールエリア内で与えられた守備側のフリーキックは、ゴールエリア内の任意の地点から行う。

相手のゴールエリア内で与えられた攻撃側の間接フリーキックは、違反の起きた地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上から行う。

ゴールエリア内でプレーを一時的に停止したあとに試合を再開するドロップボールは、プレーを停止したときにボールのあった地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上で行う。

## 第9条 ボールのインプレーおよびアウトオブプレー

### ボールのアウトオブプレー

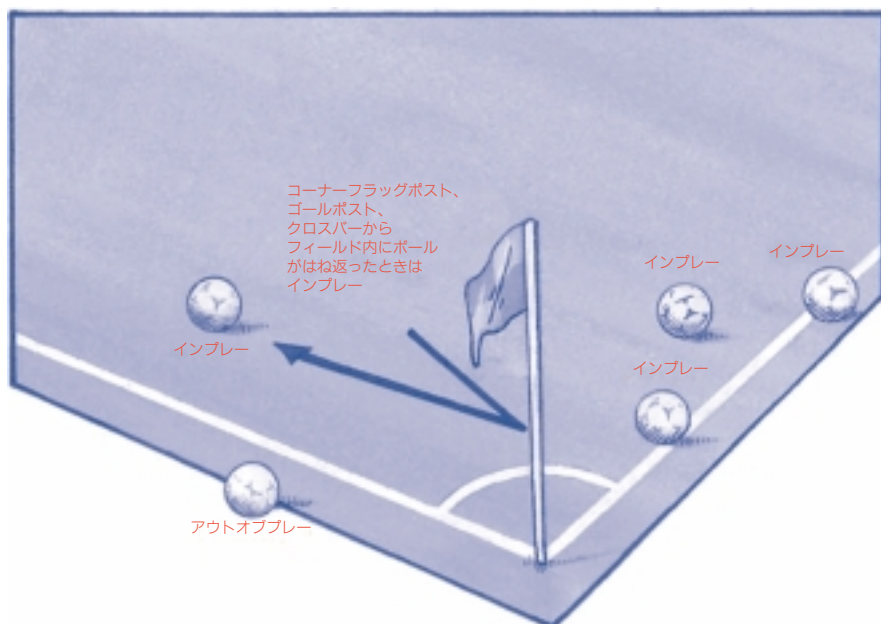
ボールは次のときにアウトオブプレーとなる：

- 地上、空中を問わず、ボールがゴールラインまたはタッチラインを完全に越えた
- 主審がプレーを停止した

### ボールのインプレー

これ以外の全ての時間は、次の場合も含めてボールはインプレーである：

- ボールがゴールポスト、クロスバー、コーナーフラッグポストからはね返ってフィールド内にある
- ボールがフィールド内にいる主審または副審に当たる



## 第10条 得点の方法

### 得点

ゴールにボールを入れたチームがその前に競技規則の違反を犯していなければ、両ゴールポストの間とクロスバーの下でボールの全体がゴールラインを越えたとき得点となる。

### 勝利チーム

試合中に得点の多かったチームを勝ちとする。両チームが同点か、共に無得点の場合は、試合は引き分けである。

### 競技会規定

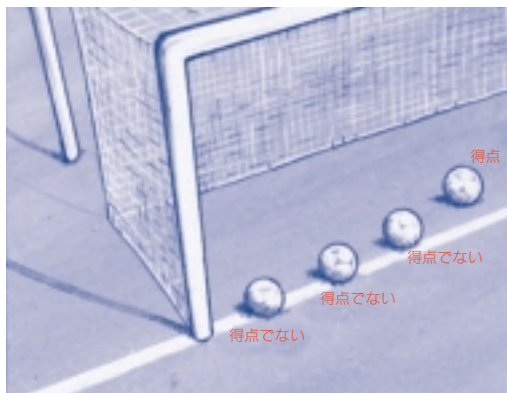
| 試合あるいはホームアンドアウェーの対戦が引き分けに終わり、競技会規定として勝者を決定する必要がある場合、国際評議会が承認した次の方法のみが認められる。

- アウェーゴール・ルール
- 延長戦
- ペナルティーマークからのキック

### 国際評議会の決定事項

#### 決定1

競技会規定には、国際評議会が承認し、この競技規則に付して記載されている試合の勝者を決定する方法のみを規定することができる。



## 第11条 オフサイド

### オフサイドポジション

オフサイドポジションにいること自体は反則ではない。

競技者は次の場合オフサイドポジションにいる：

- 競技者がボールおよび後方から2人目の相手競技者より相手ゴールラインに近い

競技者は次の場合オフサイドポジションにいない：

- 競技者がフィールドの味方半分内にいる、または
- 競技者が後方から2人目の相手競技者と同じレベルにいる、または
- 競技者が最後尾にいる2人の相手競技者と同じレベルにいる

### 反則

ボールが味方競技者によって触れられるかプレーされた瞬間にオフサイドポジションにいる競技者は、次のいずれかによって積極的にプレーにかかわっていると主審が判断した場合にのみ罰せられる：

- プレーに干渉する、または
- 相手競技者に干渉する、または
- その位置にいることによって利益を得る

### 反則ではない

競技者が次のことからボールを直接受けたときはオフサイドの反則ではない：

- ゴールキック、または
- スローイン、または
- コーナーキック

### 違反と罰則

オフサイドの反則に対して、主審は違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える。\*(4ページ参照)



---

## 国際評議会の決定事項

---

### 決定1

オフサイドポジションの定義における「相手競技者より相手ゴールラインに近い」とは、頭、胴体または足のどこの部分であってもボールおよび後方から2人目の相手競技者より相手ゴールラインに近いことを意味する。手はこの定義に含まれない。

### 決定2

積極的にプレーにかかわるといふ部分の定義は、次のとおりである：

- プレーに干渉するとは、味方競技者がパスした、または味方競技者が触れたボールをプレーする、あるいはこれに触れることを意味する。
- 相手競技者に干渉するとは、明らかに相手競技者の視線を遮る、または相手競技者の動きを妨げる、またしぐさや動きで相手競技者を惑わす、あるいは取り乱させると主審が判断し、それによって相手競技者がボールをプレーする、またはプレーする可能性を妨げることを意味する。
- その位置にいることによって利益を得るとは、既にオフサイドポジションにいて、ゴールポストやクロスバーから跳ね返ってきたボールをプレーする、または既にオフサイドポジションにいて、相手競技者から跳ね返ってきたボールをプレーすることを意味する。

## 第12条 ファウルと不正行為

ファウルと不正行為は次のように罰する：

### 直接フリーキック

競技者が次の6項目の反則を不用意に、無謀に、あるいは過剰な力で犯したと主審が判断した場合、直接フリーキックを相手チームに与える：

- 相手をける、またはけろうとする
- 相手をつまずかせる、またはつまずかせようとする
- 相手に飛びかかる
- 相手をチャージする
- 相手を打つ、または打とうとする
- 相手を押す

次の4項目の反則を犯した場合も、直接フリーキックを相手チームに与える：

- ボールを奪うために相手にタックルをし、ボールへ触れる前に相手に接触する
- 相手を抑える
- 相手につばを吐きかける
- ボールを意図的に手または腕で扱う（自分のペナルティーエリア内のゴールキーパーを除く）

直接フリーキックは反則の起きた地点から行う。\*(4ページ参照)

### ペナルティーキック

競技者が自分のペナルティーエリア内で上記の10項目の反則をボールがインプレー中に犯した場合、ボールの位置に関係なく、ペナルティーキックを与える。

---

## 間接フリーキック

---

ゴールキーパーが自分のペナルティエリア内で、次の4項目の反則を犯した場合は、間接フリーキックを相手チームに与える：

- ボールを手から離すまでに、ボールを手でコントロールしている間に6秒を超える
- ボールを手から離して、そして他の競技者が触れる前に、そのボールに手で再び触れる
- 味方競技者によって意図的にゴールキーパーにキックされたボールに手で触れる
- 味方競技者によってスローインされたボールを直接受けて手で触れる

競技者が次の反則を犯したと主審が判断した場合も、間接フリーキックを相手チームに与える：

- 危険な方法でプレーする
- 相手の前進を妨げる
- ゴールキーパーがボールを手から離すのを妨げる
- 競技者を警告する、あるいは退場させるためにプレーを停止する、12条のこれまでに規定されていないその他の反則を犯す

間接フリーキックは反則の起きた地点から行う。\*(4ページ参照)

---

## 懲戒の罰則

---

レッドまたはイエローカードは、競技者または交代要員あるいは交代した競技者にのみに示すことができる。

主審は、フィールドに入ったその時から試合終了の笛を吹いた後フィールドを離れるまで、懲戒の罰則を行使する権限をもつ。

### 警告となる反則

競技者が次の7項目の反則を犯した場合、警告されイエローカードを示される：

1. 反スポーツ的行為を犯す
2. 言葉または行動によって異議を示す
3. 繰り返し競技規則に違反する
4. プレーの再開を遅らせる
5. コーナーキック、フリーキックまたはスローインでプレーを再開するとき、規定の距離を守らない
6. 主審の承認を得ずフィールドに入る、または復帰する
7. 主審の承認を得ず意図的にフィールドから離れる

交代要員あるいは交代して退いた競技者は、次の3項目の反則を犯した場合、警告され、イエローカードを示される。

- (1) 反スポーツ的行為を犯す
- (2) 言葉または行動によって異議を示す
- (3) プレーの再開を遅らせる

### 退場となる反則

競技者、交代要員あるいは交代して退いた競技者は次の7項目の反則を犯した場合、退場を命じられレッドカードを示される：

1. 著しく不正なプレーを犯す
2. 乱暴な行為を犯す
3. 相手競技者あるいはその他の者につばを吐きかける
4. 競技者が意図的に手でボールを扱って、相手チームの得点、あるいは決定的な得点の機会を阻止する（自分のペナルティーエリア内にいるゴールキーパーが行ったものには適用しない）
5. フリーキックあるいはペナルティーキックとなる反則で、ゴールに向かって相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する
6. 攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする
7. 同じ試合の中で二つ目の警告を受ける

退場を命じられ、レッドカードを示された競技者、交代要員あるいは交代して退いた競技者は、フィールド周辺及びテクニカルエリア周辺から離れなければならない。

## 国際評議会の決定事項

### 決定1

フィールドの内外を問わず、相手競技者、味方競技者、主審、副審、その他の者に対して、警告あるいは退場となる反則を犯した競技者は、犯した反則の性質に従って処分される。

### 決定2

ゴールキーパーが手あるいは腕のいずれかの部分でボールに触れたことでボールをコントロールしたとみなす。ボールを自分のものとするということには、ゴールキーパーが意図的に手でボールの方向を変えることも含まれるが、セービングをしたときのように自分のものとする意図をもたずにボールがゴールキーパーからはね返ったと主審が判断した場合はこれに含まれない。

### 決定3

第12条の規定に関連して、競技者は頭や胸、膝などを使って味方のゴールキーパーにボールをパスすることができる。しかし、競技者が規則の裏をかくために意図的に策略を用いたと主審が判断した場合には、その競技者は反スポーツ的行為を犯したことになる。競技者は警告され、イエローカードを示され、違反の起きた地点から行う間接フリーキックが相手チームに与えられる。\*(4ページ参照)

規則の裏をかくために、フリーキックを行うときに意図的な策略を用いた競技者は、反スポーツ的行為によって警告されイエローカードを示される。フリーキックを再び行う。

これらの場合、ゴールキーパーがそのボールに手で触れたか否かは関係しない。第12条の条文とその精神に反する策略を試みた競技者によって反則がなされたのである。

### 決定4

相手の安全に危険を及ぼすようなタックルは、著しく不正なプレーとして罰せられる。

### 決定5

フィールド上のどこであっても、主審を欺くことを意図したシミュレーションは、すべて反スポーツ的行為として罰せられる。

### 決定6

得点を喜ぶためにジャージを脱いだ競技者は、反スポーツ的行為で警告されなければならない。



## 第13条 フリーキック

### フリーキックの種類

フリーキックには直接と間接がある。

直接、間接フリーキックのいずれの場合も、キックが行われるときボールは静止しており、キッカーは他の競技者にボールが触れるまではボールに再び触れてはならない。

### 直接フリーキック

- 直接フリーキックが行われ、ボールが相手ゴールに直接入った場合、得点となる
- 直接フリーキックが行われ、自分のゴールに直接入った場合、コーナーキックを相手チームに与える

### 間接フリーキック

#### シグナル

主審は一方の腕を頭上に上げて、間接フリーキックであることを示す。主審はキックが行われ、そのボールが他の競技者に触れるか、またはアウトオブプレーになるまでその腕を上げ続ける。

#### ボールがゴールに入る

ボールがゴールに入る前に他の競技者に触れた場合のみ、得点となる。

- 間接フリーキックが行われ、ボールが相手ゴールに直接入った場合、ゴールキックとなる
- 間接フリーキックが行われ、自分のゴールに直接入った場合、相手チームのコーナーキックとなる

### フリーキックのときの位置

#### ペナルティーエリア内のフリーキック

守備側の直接、間接フリーキック：

- 相手競技者は9.15m (10yds)以上ボールから離れる
- 相手競技者は、ボールがインプレーとなるまでペナルティーエリアの外にいる
- ボールがペナルティーエリアの外に直接けり出されたとき、ボールがインプレーとなる
- ゴールエリア内で与えられたフリーキックは、そのエリア内の任意の地点から行う

#### 攻撃側の間接フリーキック

- 相手競技者は、ボールがインプレーになるまで、自分のゴールポスト間のゴールライン上に立つ場合を除いて、9.15m (10yds)以上ボールから離れる
- ボールがけられて移動したときボールがインプレーとなる
- ゴールエリア内で与えられた間接フリーキックは、違反の起きた地点に最も近いゴールラインに平行なゴールエリアのライン上から行う

#### ペナルティーエリア外のフリーキック

- 相手競技者は、ボールがインプレーになるまで9.15m (10yds)以上ボールから離れる
- ボールがけられて移動したときにボールがインプレーとなる
- フリーキックは違反の起きた地点から行う

### 違反と罰則

フリーキックを行うとき、相手競技者が規定の距離よりボールの近くにいる場合：

- キックを再び行う

ペナルティーエリア内で守備側がフリーキックを行ったとき、ボールが直接インプレーにならなかった場合は：

- キックを再び行う



### **ゴールキーパー以外の競技者によるフリーキック**

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、キッカーがボールに再び触れた場合(手による場合を除く)：

- 違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、キッカーが意図的にボールを手で扱った場合：

- 違反の起きた地点から行う直接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)
- 違反がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、ペナルティーキックを与える

### **ゴールキーパーによるフリーキック**

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、ゴールキーパーがボールに再び触れた場合(手による場合を除く)：

- 違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、ゴールキーパーが意図的にボールを手で扱った場合：

- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの外で起きた場合は、違反の起きた地点から行う直接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)
- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

## 第14条 ペナルティーキック

直接フリーキックを与える10項目の反則のひとつを、自分のペナルティーエリアの中でボールがインプレー中に犯したとき、相手チームにペナルティーキックを与える。

ペナルティーキックから直接得点することができる。

前、後半の終了時、および延長戦の前、後半の終了時に行うペナルティーキックのために、時間を追加する。

---

### ボールと競技者の位置

---

ボール：

- ペナルティーマーク上に置く

ペナルティーキックを行う競技者：

- 特定する

守備側のゴールキーパー：

- ボールがけられるまで、キッカーに面して、両ゴールポストの間のゴールライン上にいる

キッカー以外の競技者は次のように位置する：

- フィールドの中
- ペナルティーエリアの外
- ペナルティーマークの後方
- ペナルティーマークから9.15m (10yds) 以上

---

### 主審

---

- 競技者が競技規則通りの位置につくまで、ペナルティーキックを行う場合  
図をしない
- ペナルティーキックが完了したときを決定する

## 進め方

- ペナルティーキックを行う競技者はボールを前方へける
- ボールが他の競技者に触れるまで、キッカーは再びボールをプレーしない
- ボールがけられて前方へ移動したときボールがインプレーとなる

ペナルティーキックを通常の時間内に行う、あるいは前、後半の時間を追加して行う、あるいは再び行うとき、ボールが両ゴールポスト間とクロスバーの下を通過する前に、次のことがあっても得点が与えられる：

- ボールが両ゴールポスト、クロスバー、ゴールキーパーのいずれかあるいはそれらに触れる

## 違反と罰則

**主審がペナルティーキックを行う合図をして、ボールがインプレーになる前に、次の状況のひとつが起きた場合：**

ペナルティーキックを行う競技者が競技規則に違反する：

- 主審はそのままキックを行わせる
- ボールがゴールに入った場合は、キックを再び行う
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、違反の起こった場所から行われる守備側チームの間接フリーキックで試合を再開する。

ゴールキーパーが競技規則に違反する：

- 主審はそのままキックを行わせる
- ボールがゴールに入った場合、得点を与える
- ボールがゴールに入らなかった場合は、キックを再び行う

キックを行う競技者の味方競技者が競技規則に違反する：

- 主審はそのままキックを行わせる
- ボールがゴールに入った場合は、キックを再び行う
- ボールがゴールに入らなかった場合、主審はプレーを停止し、違反の起こった場所から行われる守備側チームの間接フリーキックで試合を再開する。

## 第14条 ペナルティーキック

| ゴールキーパーの味方競技者が競技規則に違反する：

- 主審はそのままキックを行わせる
- ボールがゴールに入った場合、得点を与える
- ボールがゴールに入らなかった場合は、キックを再び行う

守備・攻撃両チームの競技者の競技規則の違反：

- キックを再び行う

**ペナルティーキックが行われたのちに：**

ボールが他の競技者に触れる前に、キッカーがボールに再び触れた時(手による場合を除く)：

- 違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

ボールが他の競技者に触れる前に、キッカーが意図的にボールを手で扱ったとき：

- 違反の起きた地点から行う直接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

ボールが前方に進行中、外部からの要因がボールに触れたとき：

- キックを再び行う

ボールがゴールキーパー、クロスバー、ゴールポストからフィールド内にはね返ったのち、外部からの要因がボールに触れたとき：

- 主審はプレーを停止する
- 外部からの要因がボールに触れた地点で、ボールをドロップしてプレーを再開する\*(4ページ参照)

## 第15条 スローイン

スローインは、プレーを再開する方法のひとつである。  
スローインから直接得点することはできない。

スローインは次のように与える：

- 地上、空中を問わず、ボールの全体がタッチラインを越えたとき
- ボールがタッチラインを越えた地点から
- 最後にボールに触れた競技者の相手競技者に

### 進め方

ボールを投げ入れるとき、スローアーは：

- フィールドに面している
- 両足ともその一部をタッチライン上またはタッチラインの外のグラウンドにつけている
- 両手を使う
- 頭の後方から頭上を通してボールを投げる

ボールが他の競技者に触れるまで、スローアーはボールを再びプレーしてはならない。

すべての相手競技者は、スローインが行われる地点から少なくとも2メートル離れる。

ボールがフィールドに入った瞬間にボールがインプレーとなる。



### 違反と罰則

#### ゴールキーパー以外の競技者によるスローイン

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、スローアーがボールに再び触れた場合(手による場合を除く)：

- 違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、スローアーが意図的にボールを手で扱った場合：

- 違反の起きた地点から行う直接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)
- 違反がスローアーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、ペナルティーキックを与える

#### ゴールキーパーによるスローイン

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、ゴールキーパーがボールに再び触れた場合(手による場合を除く)：

- 違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、ゴールキーパーが意図的にボールを手で扱った場合：

- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの外で起きた場合は、違反の起きた地点から行う直接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)
- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

相手競技者がスローアーをアンフェアに惑わせたり妨げたりした場合：

- その競技者は反スポーツの行為で警告されイエローカードを示される

本条のその他の違反に対して：

- 相手チームの競技者がスローインを行う

## 第16条 ゴールキック

ゴールキックは、プレーを再開する方法のひとつである。  
相手チームのゴールに限り、ゴールキックから直接得点することができる。

次のとき、ゴールキックを与える：

- 攻撃側の競技者が最後にボールに触れて、地上、空中を問わず、ボールの全体がゴールラインを越え、第10条による得点とならなかった

### 進め方

- 守備側の競技者がゴールエリア内の任意の地点からボールをける
- ボールがインプレーになるまで相手競技者はペナルティーエリアの外にいる
- ボールが他の競技者に触れるまでキッカーはボールを再びプレーしない
- ボールがペナルティーエリアの外に直接けり出されたときボールがインプレーとなる

### 違反と罰則

ボールがペナルティーエリアの外に直接けりだされなかった場合：

- キックを再び行う

#### **ゴールキーパー以外の競技者によるゴールキック**

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、キッカーがボールに再び触れた場合(手による場合を除く)：

- 違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

## 第16条 ゴールキック

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、キッカーが意図的にボールを手で扱った場合：

- 違反の起きた地点から行う直接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)
- 違反がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、ペナルティーキックを与える

### ゴールキーパーによるゴールキック

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、ゴールキーパーがボールに再び触れた場合(手による場合を除く)：

- 違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、ゴールキーパーが意図的にボールを手で扱った場合：

- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの外で起きた場合は、違反の起きた地点から行う直接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)
- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

本条のその他の違反に対して：

- キックを再び行う



## 第17条 コーナーキック

コーナーキックはプレーを再開する方法のひとつである。  
相手チームのゴールに限り、コーナーキックから直接得点することができる。

次のとき、コーナーキックを与える：

- 守備側の競技者が最後にボールに触れて、地上、空中を問わず、ボールの全体がゴールラインを越え、第10条による得点とならなかった

### 進め方

- ボールが出た地点に近い方のコーナーアークの中にボールを置く
- コーナーフラッグポストを動かさない
- | ● ボールがインプレーになるまで相手競技者はコーナーアークから9.15m (10yds)以上離れる
- 攻撃側の競技者がボールをける
- ボールがけられて移動したときボールがインプレーとなる
- 他の競技者がボールに触れる前に、キッカーは再びボールをプレーしない



### 違反と罰則

#### ゴールキーパー以外の競技者によるコーナーキック

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、キッカーがボールに再び触れた場合(手による場合を除く)：

- 違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、キッカーが意図的にボールを手で扱った場合：

- 違反の起きた地点から行う直接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)
- 違反がキッカーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、ペナルティーキックを与える

#### ゴールキーパーによるコーナーキック

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、ゴールキーパーがボールに再び触れた場合(手による場合を除く)：

- 違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

ボールがインプレーになって他の競技者に触れる前に、ゴールキーパーが意図的にボールを手で扱った場合：

- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの外で起きた場合は、違反の起きた地点から行う直接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)
- 違反がゴールキーパーのペナルティーエリアの中で起きた場合は、違反の起きた地点から行う間接フリーキックを相手チームに与える\*(4ページ参照)

本条のその他の違反に対して：

- キックを再び行う

## 試合の勝者を決定する方法

アウェーゴール、延長戦およびペナルティーマークからのキックは、試合あるいはホームアンドアウェーの対戦が引き分けに終わったあと、勝者となるチームを決めることが競技会規定によって要求されているときの勝者を決定する方法である。

### アウェーゴール

競技会規定には、ホームアンドアウェー方式で競技する場合で第2戦後にゴール数が同じであるとき、アウェーグラウンドで得点したゴール数を2倍に計算する規定を設けることができる。

### 延長戦

競技会規定には、それぞれ15分を超えない範囲で前・後半同じ時間の延長戦を設けることができる。この場合、第8条の条件が適用される。

## ペナルティーマークからのキック

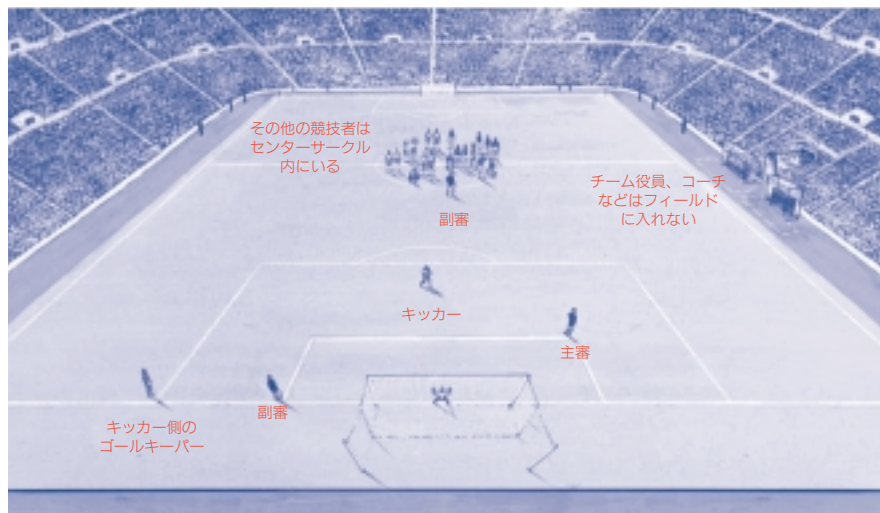
### 進め方

- 主審がキックを行うゴールを選ぶ
- 主審がコインをトスし、トスに勝った主将のチームが先にけるか後にけるかを定める
- 主審は行われたキックの記録をつける
- 下記の条件に従って、両チームが5本ずつのキックを行う
- キックは両チーム交互に行う
- 両チームが5本のキックを行う以前に、他方が5本のキックをけつても挙げられない得点を一方のチームが挙げたときは、以後のキックは行わない
- 5本ずつのキックの後に両チームの得点と同じ場合は、同数のキックで一方のチームが他方より多くの得点をあげるまで、それまでと同じ順序でキックを続ける
- ゴールキーパーがペナルティーマークからのキックの進行中に負傷して、ゴールキーパーとしてプレーが続けられなくなったときは、そのチームが競技会規定に定められた最大数の交代を完了していない場合は、氏名を届けられている交代要員と交代することができる

## 試合の勝者を決定する方法

- 上記の例外を除いて、延長戦のある場合はそれを含めて、試合終了時にフィールドにいた競技者のみが、ペナルティーマークからのキックに参加できる
- それぞれのキックは異なる競技者によって行われ、資格のある競技者がすべてキックを行ってから、2本目のキックを行うことができる
- 資格のある競技者は、ペナルティーマークからのキックの進行中にいつでもゴールキーパーと入れ替わることができる
- ペナルティーマークからのキックの進行中は、資格のある競技者と審判員のみがフィールドの中にいることができる
- キッカーと両ゴールキーパー以外の競技者は、センターサークルの中にいなければならない
- キッカー側のゴールキーパーは、フィールドの中で、キックの行われているペナルティーエリアの外で、ゴールラインとペナルティーエリアの境界線との交点のゴールライン上にいなければならない
- 他に記述されていない限り、競技規則および国際評議会の決定の関係諸条項がペナルティーマークからのキックが行われるときにも適用される

### ペナルティーマークからのキック



- 一方のチームが相手チームより競技者が多い人数で試合が終了したとき、競技者のより多いチームは相手チームの人数と等しくなるように競技者数を減らす。除外するそれぞれの競技者の氏名と、背番号を主審に通知する。チームの主将がこの責任を持つ
- ペナルティマークからのキックを開始する前に、主審はセンターサークル内に両チームの同数の競技者のみがとどまっていることを確かめる。そしてそれらの競技者がキックを行う

## テクニカルエリア



第3条国際評議会の決定2に規定されているテクニカルエリアは、特にスタジアムの中での試合において使われるものであり、チーム役員と交代要員の座席部分を含めて図に示すようなものである。

テクニカルエリアの大きさや場所はスタジアムによって異なるであろうが、以下の諸点を一般的な指針としてここに示す。

- テクニカルエリアは、特定された座席部分から両横に1 m (1yd)、前方にタッチラインから1 m (1yd)の範囲である
- テクニカルエリアを明確にするためにマーキングをすることがすすめられる
- テクニカルエリアに入ることのできる人数は、競技会規定によって限定される
- テクニカルエリアに入ることのできる者の氏名は、競技会規定の定めるところに従い、試合開始前に特定されなければならない
- その都度ただ1人の役員のみが、戦術的指示を伝えることができるが、指示を与えた後は所定の位置に戻らなければならない
- トレーナーや医師が競技者の負傷の程度を判断するため主審からフィールドに入る承認を得た場合などの特別の例外を除いて、監督と役員は常にテクニカルエリアの中にとどまっていなければならない
- テクニカルエリアに入っている監督およびその他の者は、責任ある態度で行動しなければならない

## 第4の審判員

- 第4の審判員は、競技会規定に基づいて任命され、3名の審判員のいずれかがその職務の続行が不可能になった場合にその職務を行う。第4の審判員は、常に主審を援助する
- 大会の組織責任者は、競技会開始に先立って、主審がその職務の続行が不可能となった場合に、第4の審判員が主審として務めるのか、第1副審が主審となって第4の審判員が副審を務めるのかを明確にしておく
- 第4の審判員は、主審によって要請された試合前、中、後の管理上の任務を援助する
- 第4の審判員は、試合中の交代手続を援助する責任を持つ
- 第4の審判員は、必要なときボールの交換を管理する。試合中に主審の指示によってボールを交換するとき、新しいボールを供給することによって時間の遅延を最小にする
- 第4の審判員は、交代要員の用具をフィールドに入場する前に点検する権限を持つ。用具が競技規則に適合していない場合は、主審に伝える
- 警告する競技者の特定を間違えて別の競技者が警告されたときや、2つ目の警告が与えられたにもかかわらずその競技者が退場させられないとき、あるいは主審および副審の見えないところで乱暴な行為が起きたとき、第4の審判員は主審に合図しなければならない。しかしながら主審は、プレーに関するすべてのことを決定する権限を持つ
- 試合が終了した後、第4の審判員は、主審、副審の見えていなかった不正行為やその他の出来事について、関係機関に報告書を提出する。第4の審判員は、作成した報告書について主審と副審に知らせなければならない
- 第4の審判員はテクニカルエリアに入っている者が責任ある行動を取らなかった場合は、主審に伝える

## 主審のシグナル



間接フリーキック



アドバンテージ



直接フリーキック



警告



退場



## 副審のシグナル



交代



オフサイド



スローイン



近いサイドのオフサイド



中央付近のオフサイド



遠いサイドのオフサイド

## オフサイドに関する図解

### 1 プレーに干渉する



#### オフサイド

オフサイドポジションにいた攻撃側競技者(A)は相手競技者に干渉しなかったが、ボールに触れた。

副審は、競技者がボールに触れたときに旗を上げなければならない。

### 2 プレーに干渉する



#### オフサイドではない

オフサイドポジションにいた攻撃側競技者(A)は相手競技者に干渉することなく、またボールにも触れなかった。

競技者はボールに触れなかったので、罰せられることはない。

### 3 プレーに干渉する



**オフサイドではない**

オフサイドポジションにいた攻撃側競技者(A)がボールに向かって走った。オンサイドポジションにいた味方競技者(B)もボールに向かって走って、ボールをプレーした。競技者(A)はボールに触れなかったので、罰せられることはない。

### 4 プレーに干渉する



**オフサイド**

オフサイドポジションにいた攻撃側競技者(A)は、オンサイドポジションにいるその他の味方競技者がボールをプレーする可能性がないと主審が判断した場合、ボールにプレーする、あるいは触れる前に罰せられる。

### 5 プレーに干渉する



#### ゴールキック

オフサイドポジションにいた攻撃側競技者(1)はボールに向かって走ったが、ボールに触れなかった。

副審は、ゴールキックのシグナルをしなければならない。

### 6 相手競技者に干渉する



#### オフサイド

攻撃側競技者(A)がオフサイドポジションにいて、ゴールキーパーの視線を遮った。競技者は、相手競技者がプレーする、あるいはプレーする可能性を妨げたことで罰せられなければならない。

## 7 相手競技者に干渉する



### オフサイドではない

攻撃側競技者(A)はオフサイドポジションにいるが、ゴールキーパーの視線を遮ったり、身振りや動きでゴールキーパーを惑わしたり、混乱させていない。

## 8 相手競技者に干渉する



### オフサイドではなく、コーナーキック

オフサイドポジションにいる攻撃側競技者(A)はボールに向かって走ったが、相手競技者がプレーする、あるいはプレーする可能性を妨げていない。また、競技者(A)は、身振りや動きで、相手競技者(B)を惑わしたり、混乱させたりしていない。

### 9 相手競技者に干渉する



#### オフサイド

オフサイドポジションにいる攻撃側競技者(A)はボールに向かって走り、相手競技者(B)がプレーする、あるいはプレーする可能性を妨げた。競技者(A)は、身振りや動きで相手競技者(B)を惑わした、あるいは混乱させた。

### 10 利益を得る



#### オフサイド

味方競技者(A)がシュートしたボールがゴールキーパーから跳ね返り、競技者(B)のところに来た。競技者(B)は、既にオフサイドポジションにいてボールをプレーしたので罰せられる。

## 11 利益を得る



### オフサイドでない

味方競技者(A)がシュートしたボールがゴールキーパーから跳ね返って、オンサイドポジションにいた競技者(B)がボールをプレーした。

競技者(C)は**オフサイドポジション**にいたが、ボールに触れず、オフサイドポジションにいたことによって利益を得ていないので罰せられない。

## 12 利益を得る



### オフサイド

味方競技者(A)がシュートしたボールが相手競技者から跳ね返って攻撃側競技者(B)のところに来た。競技者(B)は既に**オフサイドポジション**にいて、**ボールをプレー**したので罰せられる。

### 13 利益を得る



#### オフサイドではない

攻撃側競技者(C)はオフサイドポジションにいたが、相手競技者に干渉していない。味方競技者(A)がオンサイドポジションにいる競技者(B1)にボールをパスし、競技者(B1)は相手ゴールに向かって(B2)まで走り、ボールを味方競技者(C)にパスした。しかし、ボールがパスされたときに、競技者(C)はオンサイドポジションにいたので、罰せられることはない。



## 主審、副審ならびに第4の審判員への追加指示

主審、副審ならびに第4の審判員に対する以下の追加指示は、競技規則の正しい適用を明確にすることを意図したものである。

サッカーは競争的スポーツであり、競技者同士の身体的接触は試合において当然のことであり、認められている試合の一要素である。しかし、競技者は競技規則の中でプレーし、フェアプレーの原則を尊重しなければならない。

著しく不正なプレーと乱暴な行為は第12条の退場となる2つの反則であり、容認できないレベルの身体的攻撃を含んでいる。

---

### 1. 著しく不正なプレー

---

ボールがインプレーで、競技者がボールにチャレンジするとき、相手競技者に対して過剰な力や粗暴な行為を加えた場合、著しく不正なプレーを犯したことになる。

いかなる競技者もボールにチャレンジするときに、過剰な力や相手競技者の安全に危険を及ぼす方法で、相手競技者に対し片足もしくは両足を使って前、横、あるいは後ろから突進した場合、著しく不正なプレーを犯したことになる。

---

### 2. 乱暴な行為

---

乱暴な行為は、ボールがインプレーであるとないつにかかわらず、フィールドの中またはフィールドの境界線の外側のいずれでも起こる。競技者がボールを奪い合っていないとき、相手競技者に対し過剰な力や粗暴な行為を加えた場合には、乱暴な行為を犯したことになる。

競技者が味方競技者やその他の人に対し過剰な力や粗暴な行為を加えた場合も、乱暴な行為を犯したことになる。

---

### 3. ゴールキーパーに対する反則

---

主審は以下の点に留意する：

- ゴールキーパーがボールを手から離すのを競技者が妨げるのは反則である
- ゴールキーパーがボールを離そうとしているとき、競技者がそのボールをけるまたは、けろうとした場合、危険な方法でプレーをしたことにより罰せられる
- コーナーキックが行われるとき、ゴールキーパーを不当に妨げることによってその動きを制限することは反則である

---

### 4. ボールをスクリーンすること

---

競技者がプレーイングディスタンス内にあるボールをコントロールして、腕を使わず相手からボールをスクリーンしている場合は反則ではない。しかし、手、腕、足あるいは身体を不当に使って相手競技者がボールを奪おうとするのを妨げた場合、その競技者は直接フリーキック、あるいはその反則がペナルティーエリア内で犯された場合はペナルティーキックで罰せられる。

---

### 5. シザーズキックあるいはバイシクルキック

---

シザーズキックは主審が相手競技者に対して危険ではないと判断した場合は許される。

---

### 6. 意図的にボールをハンドリングする

---

意図的なボールに対するハンドリングは通常、直接フリーキックで罰せられ、反則がペナルティーエリア内で起きた場合、ペナルティーキックで罰せられるだけであることを主審は留意する。警告あるいは退場は通常の場合必要ない。

---

## 7. 得点あるいは決定的な得点の機会を阻止する

---

しかし意図的にボールをハンドリングすることによって、得点あるいは決定的な得点の機会を阻止した場合、その競技者は退場させられる。競技規則にあるこの罰則は、競技者がボールを意図的にハンドリングしたという行為によるものではなく、得点を阻止するという容認できない不当な介入によるものである。

---

## 8. 意図的なボールのハンドリングによる反スポーツ的行為の警告

---

フリーキックが与えられることに加え、例えば次の状況において、競技者は反スポーツ的行為により警告されなければならない。

- 相手競技者にボールが渡るのを防ぐため、競技者が意図的にかつ露骨にボールをハンドリングしたとき
- 意図的にボールをハンドリングすることで競技者が得点をしようとしたとき

---

## 9. 相手競技者をホールディングする

---

相手競技者をホールディングする反則を主審が正しく見極められずに、罰していないという一般的な批判がある。シャツを引っ張ったり、腕をホールディングしたりする行為を適切に対処しないと、両者の対立的な状況がさらに激しくなってしまうため、主審は早期に介入し、第12条に従い厳格に状況に対処することが求められている。

通常、罰則として要求されるのは直接フリーキックだけであるが、ある状況においてはさらに懲戒罰を加えることが求められている。例えば：

- 競技者が相手競技者を露骨にホールディングして、相手競技者がボールを受ける、あるいは有利な位置をとるのを妨げたとき、反スポーツ的行為により警告が求められる
- 競技者が相手競技者をホールディングして得点の決定的な機会を阻止した場合、その競技者を退場させなければならない

### 10. フリーキックを行う

主審は、以下の場合競技者が警告されなければならないことに留意する：

- プレーの再開を遅らせる
- プレーが再開されるとき、規定の距離を守らない

### 11. ペナルティーキック

ボールがけられる前に、競技者がペナルティーエリアに侵入することは違反である。また、ボールがけられる前に、ゴールキーパーがゴールラインから前方に出ることも違反である。主審、副審は、競技者がこの競技規則に違反した場合、確実に適切な対処をしなければならない。

### 12. オフサイドの合図

オフサイドポジションにいること自体は反則ではない。

競技者がオフサイドポジションで罰せられる場合にだけ、副審はオフサイドの合図をしなければならない。

### 13. ゴールキーパーによる反則

ゴールキーパーが6秒を超えて、手でボールを保持し続けることが許されないことを主審は留意する。この反則を犯したゴールキーパーは間接フリーキックで罰せられる。

### 14. 繰り返し反則をする競技者

主審は、繰り返し競技規則に違反する競技者に常に注意を払うべきである。特に、競技者が異なった種類の反則を犯した場合でも、その競技者は繰り返し競技規則に違反することで警告されなければならないということを認識しなければならない。

### 15. 主審に対する態度

チームの主将は、競技規則の上で特別の立場や特権はないが、自チームの行動に関して一定の責任がある。

主審の決定に対し抗議することで異議を示す競技者は警告されなければならない。

主審を暴行したり、あるいは攻撃的な、侮辱的な、下品な発言や身振りをする競技者は退場させなければならない。

## 16. シミュレーション

露骨に負傷した振りをしたり、ファウルされた振りをして主審を欺こうとする競技者はシミュレーションを犯しているため、反スポーツ的行為により警告されなければならない。

## 17. プレーの再開を遅らせる

主審は、次のような策略でプレー再開を遅らせる競技者を警告しなければならない：

- 主審がやり直しを命じなければならないように、わざと違った位置からフリーキックを行う
- スローインを行う振りをしたが急に味方競技者の1人にスローインを任せる
- 主審がプレーを停止したあとボールを遠くへけったりボールを手で持ち去る
- スローインあるいはフリーキックを行うことを必要以上に遅らせる
- 交代が行われるとき、フィールドから離れることを遅らせる
- 主審がプレーを停止後、意図的にボールに触れ対立を引き起こす

### (財)日本サッカー協会の決定

新たに「主審がプレーを停止後、意図的にボールに触れ、対立を起こす」という項目が付け加えられたが、その具体的な状況および理由が述べられていない。よって、この項目の施行時期および内容については、ワールドカップ等での適用を確認した後に改めて通達する（2006年5月19日理事会決定）。

### 18. 得点の喜び

得点のあとに競技者が喜びを表現することは許されているものの、その喜びは過度であってはならない。

FIFAは回状No579で、分別ある喜びは許されると認めた。過度に時間を浪費することになるような、オーバーな喜び方は奨励されないので、主審はそのような出来事に介入することを指示されている。

次の場合、競技者は警告される：

- 競技者が挑発的、嘲笑的あるいは扇動的な身振りをしていると主審が判断したとき
- 競技者が得点の喜びで周囲のフェンスによじ登ったとき
- 競技者が得点の喜びで頭越しにジャージを脱いだり、頭にジャージを被ったとき

得点の喜びでフィールドを離れること自体は警告に該当する反則ではないが、競技者はできる限り早くフィールドに戻ることが原則である。

主審は、得点の喜びに対処する場合、予防的措置を講じたり、常識をもって行動することが望まれる。

### 19. 飲水

競技者は、試合が停止中にタッチライン上でのみ飲水することができる。水の入ったプラスチック製バッグやその他の水の入った容器をフィールドの中に投げ入れることは許されない。

### 20. 装身具

競技規則第4条により、競技者はいかなる装身具も身に付けてはならないことに主審は留意する。

## 21. 追加時間の表示

第4の審判員は、主審の指示に基づいて、それぞれのハーフの終了時に認めた最低追加時間を表示する。この表示は、それぞれのハーフの最終の1分の終了時にだけ行わなければならないことに留意する。

注：ロスタイムの表示の仕方(P178)参照

## 22. 負傷した競技者への対処

主審は、負傷した競技者に対処するとき以下の指示に従わなければならない：

- 競技者の負傷が軽いと主審が判断した場合、ボールがアウトオブプレーになるまでプレーを続けさせる
- 競技者が重傷を負ったと主審が判断した場合は、試合を停止する
- 負傷した競技者に質問したのち、主審は1人あるいは多くても2人のドクターにフィールドに入ることを許可し、負傷の内容を確かめさせ、その競技者をフィールドから安全かつ迅速に運び出す手をさせる
- 競技者をできる限り早く運び出すために、ドクターと同時に担架要員は担架を持ってフィールドに入るべきである
- 主審は負傷した競技者が確実にフィールドから安全に運び出されるようにする
- 競技者がフィールド内で治療を受けることは許されない
- 負傷によって出血している競技者はフィールドから離れなければならない。出血が止まったことを主審が確認するまでその競技者はフィールドに復帰できない。競技者は血の付いた衣服を着用できない
- 主審がドクターにフィールドに入る許可を与えたらできる限り早く、競技者は担架あるいは自分でフィールドを離れなければならない。競技者がこれに応じない場合、反スポーツ的行為により警告される
- 負傷した競技者はボールがインプレーのときは、タッチラインからだけフィールドに復帰できる。ボールがアウトオブプレーのときは、負傷した競技者はどこの境界線からでも復帰できる
- 負傷した競技者は、試合が再開された後にのみフィールドに復帰ができる。
- ボールがインプレー、アウトオブプレーにかかわらず、主審のみが負傷した競技者のフィールドへの復帰を認める権限を有する

## 主審、副審ならびに第4の審判員への追加指示

- 競技規則の違反以外の理由で、競技者が負傷してプレーが停止された場合、主審はドロップボールで試合を再開する
- 主審は競技者の負傷によるロスタイムの総計をそれぞれのハーフの終了時に追加する

### (例外)

負傷した競技者への対処の例外は以下の場合のみ：

- ・ ゴールキーパーの負傷
- ・ ゴールキーパーとフィールドプレーヤーが衝突し、即座に治療が必要なとき
- ・ 重傷が起こったとき、例えば舌の根元が気道をふさぐ、脳震盪、脚の骨折等

## 23. テクニカルエリア

第4の審判員には、対立関係を生んでしまうような態度をもってではなく、問題となる事態を予防することを目的としてテクニカルエリアをコントロールすることが求められる。

しかしながら、テクニカルエリアに入っている者が重大な不正行為に及んだ場合は、第4の審判員は直ちに主審に知らせなければならない。



このガイドラインはいくつかの共通する状況について明確に説明することで、FIFA大会に関係するチームが競技規則を正しく解釈することを援助できるように作成されたものである。

その目的は、フェアプレーを支援するとともに、間違った解釈、負傷、問題となる状況を排除するために、競技規則の統一的、また一貫性ある解釈を確保するものである。

これらの説明は、競技規則と国際サッカー評議会の決定に基づくものである。

## 第4条 競技者の用具

### 基本的な用具

ゴールキーパー：

- それぞれのゴールキーパーは、他の競技者、主審、副審と区別のつく色の衣服を着用する。

### 特別な用具

- 競技者は、自分自身のみならず他の競技者にとって危険である用具等を用いることや身につけることは許されない。
- ヘッドギア、フェイスマスク、膝や腕のプロテクターなど最近の保護用具はやわらかで軽く、パッドが入っていて危険とは考えられないので、使用することが認められる。
- 新技術によって開発されたスポーツめがねは競技者自身と他の競技者にとって、非常に安全なものである。



## 安全

競技者は、自分自身のみならず他の競技者にとって危険である用具等を用いることや身につけることは許されない（いかなる装身具を含む）。

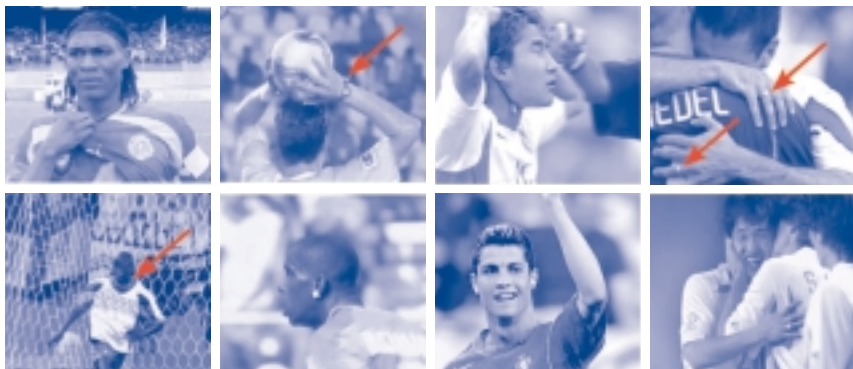
## 装身具

すべての装身具には危険性が潜んでいる。“危険”という言葉はあいまいで論議を呼ぶことになるので、統一的で一貫性を保つため、どのような装身具であっても禁止する。

競技者は、装身具をテープで覆うことは許されない。装身具をテープで覆うことで適切に保護できるとはいえない。

指輪、イヤリング、皮革やゴムでできたバンドはプレーに不必要なもので、負傷をもたらしかねないだけのものである。

試合直前に混乱しないためにも、各チームはこのことについて事前に競技者に伝えなければならない。



### 怪我をしないように!!

ネックレス、指輪、イヤリング、皮革やゴムでできたバンドは、認められない。

## 第12条ーファウルと不正行為（決定6）

### ジャージ（シャツ）を脱ぐ

- 得点を喜ぶためにジャージ（シャツ）を脱ぐ競技者は、反スポーツ行為として警告されなければならない。
- 得点の後にジャージ（シャツ）を脱ぐことは不必要であり、競技者はこのように過度に喜びを表現することは避けるべきである。
- ジャージ（シャツ）を脱ぐとは、頭越しにジャージ（シャツ）を脱ぐ、あるいはジャージ（シャツ）で頭を覆うことと定義される。



イエローカード



イエローカード



イエローカード



イエローカードではない

## 第14条ーペナルティーキック

ペナルティーキックが行われる以前にペナルティーエリアに侵入することは違反である。

ボールがけられる前にゴールキーパーがゴールラインから動くことも競技規則に違反している。

競技者が本規則に違反した場合、主審は適切な処置を確実に取らなければならない。



違反



違反ではない

---

## テクニカルエリア

---

その都度ただ1人の役員のみが戦術的指示を伝えることができるが、指示を与えた後は所定の位置に戻らなければならない。



---

## 飲水

---

競技者は試合が停止中にタッチライン上でのみ、飲水することができる。水の入ったプラスチック製バッグやその他の水の入った容器をフィールドの中に投げ入れることは許されない。



## 国際サッカー評議会の規約

(1993年2月 国際サッカー評議会承認)

### 名称と構成

本会は国際サッカー評議会（The International Football Association Board）と称する。本会は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各サッカー協会、および国際サッカー連盟（FIFA）によって構成され、以下この5団体を協会と呼ぶ。各協会はそれぞれ4名の代表を本会に送ることができる。

### 目的

評議会の目的は、評議会を構成する協会、および各大陸連盟、加盟協会の年次総会またはしかるべき会議で審議され、評議会に提案された競技規制の改正に関する事項、およびその他のサッカーに関する重要な事項について審議決定することにある。

### 会議

評議会は、年に2回会議を開催する。年次総会は合意により2月か3月に、年次事務会議は合意により9月か10月に開催する。

総会および事務会議の日時および場所は、前年の年次総会において決定する。

当該年\*の総会および事務会議は、同一の協会において開催する。開催国の協会の代表が議長を務める。開催協会は持ち回りとする。

## 国際サッカー評議会の規約

### 年次総会

年次総会においては、競技規則の改正に関する提案、および評議会に委託されたサッカーに関する重要な事項について審議決定する。

### 年次事務会議

年次事務会議は9月または10月の合意された日に開催する。事務会議においては、評議会に提案された一般的事務事項について審議する。こうした事項については決定を行うことができるが、事務会議では競技規則に関する改正を決定する権限は持たない。

---

## 手続き

---

### 年次総会

各協会は競技規則の改正に関する提案、競技規則の試行に関する要求、あるいは討議されるべき事項について、12月1日までに書面によって主催協会の事務局長に提出する。提出された書面は印刷されて12月14日までに配布される。提出された事項の修正は、1月14日までに書面によって主催協会の事務局長に提出されなければならない、その書面は印刷されて2月1日までに構成各協会に配布される。



## 年次事務会議

各協会は提案、競技規則に関する試行の要求、その他討議されるべき事項について、会議の4週間前までに書面によって主催協会の事務局長に提出する。

議題および関係書類は、会議の2週間前までに構成各協会に配布される。大陸連盟および加盟協会は、それをFIFAが審議し、承認されれば会議の4週間前までに主催協会の事務局長に書面を提出する日程的余裕を考えて、適当な日までにFIFA事務局長に提案や要求、あるいは討議されるべき事項を書面で提出することができる。

---

## 議事録

議事録は主催協会の事務局長が作成し、公式議事録として報告し、2月1日までに次期主催協会に送付される。

---

## 定数および投票権

会議はFIFAを含む4協会の出席がなければ成立しない。FIFAは加盟協会を代表して4票の投票権を持つ。他の協会はそれぞれ1票の投票権を持つ。提案が成立するためには、投票権を持つ出席者の3/4以上の賛成を必要とする。

---

## 競技規則の改正

競技規則の改正は、年次総会において、投票権を持つ出席者の3/4以上の賛成を得た場合にのみ行われる。

### 特別会議

当該年の会議主催協会に、FIFA、あるいは他の2以上の協会から、提案事項を添えて会議開催の要求が書面によりなされた場合には、会議主催協会は特別会議を召集する。特別会議は要求のあった日から28日以内に開催されなければならない。また21日前までに提出された書面のコピーを付して構成各協会に通知しなければならない。

### 評議会の決定

評議会の事務会議の決定は、別に合意された場合を除いて、決定された日から有効となる。

評議会の年次総会における規則改正に関する決定は、総会後の7月1日から大陸連盟および加盟協会を拘束する。ただし、7月1日までにその年のシーズンの終了していない大陸連盟、加盟協会にあっては、その施行を次のシーズンの開始まで延期することができる。評議会において承認されない限り、大陸連盟や加盟協会はいかなる競技規則の変更も行ってはならない。\*\*

- \* 当該年は、年次総会の終了した日から始まると解釈されている。
- \*\* 国際試合においては、評議会の年次総会のあとの7月1日から評議会の決定は有効となる。